

岩手県地域防災計画（火山災害対策編）
新旧対照表
（案）

目 次

第1章 総則

- 第6節 防災関係機関の責務及び業務の大綱…………… 1
- 第7節 県土の概況…………… 3

第2章 災害予防計画

- 第5節 気象業務整備計画…………… 5
- 第20節 事業継続対策計画…………… 13

第3章 災害応急対策計画

- 第1節 活動体制計画…………… 14
- 第2節 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の伝達計画…………… 16
- 第7節 広報広聴計画…………… 24
- 第17節 災害救助法の適用計画…………… 25
- 第18節 避難・救出計画…………… 26
- 第19節 医療・保健計画…………… 29
- 第23節 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画…………… 30
- 第26節 行方不明者等の搜索及び遺体の処理・埋葬計画…………… 31

頁	現 計 画	修 正 案																				
3-1-2	<p>第6節 防災関係機関の責務及び業務の大綱</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 防災関係機関の業務の大綱</p> <p>1 [略]</p> <p>2 指定地方行政機関</p>	<p>第6節 防災関係機関の責務及び業務の大綱</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 防災関係機関の業務の大綱</p> <p>1 [略]</p> <p>2 指定地方行政機関</p>																				
3-1-3	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="256 439 400 483">機関名</th> <th data-bbox="400 439 839 483">業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="256 483 400 528">[略]</td> <td data-bbox="400 483 839 528">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="256 528 400 663">東北経済産業局</td> <td data-bbox="400 528 839 663">(1) 工業用水道の応急・復旧対策に関すること (2) (3) [略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="256 663 400 1075">関東東北産業保安監督部 〔東北支部〕</td> <td data-bbox="400 663 839 1075">(1) 電気、都市ガス、高圧ガス、火薬類等の保安対策及び<u>応急復旧対策</u>に関すること。 (2) 鉱山に関する災害の防止に関すること。 (3) 鉱山における災害応急対策に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="256 1075 400 1120">[略]</td> <td data-bbox="400 1075 839 1120">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	業務の大綱	[略]	[略]	東北経済産業局	(1) 工業用水道の応急・復旧対策に関すること (2) (3) [略]	関東東北産業保安監督部 〔東北支部〕	(1) 電気、都市ガス、高圧ガス、火薬類等の保安対策及び <u>応急復旧対策</u> に関すること。 (2) 鉱山に関する災害の防止に関すること。 (3) 鉱山における災害応急対策に関すること。	[略]	[略]	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="865 439 1008 483">機関名</th> <th data-bbox="1008 439 1447 483">業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="865 483 1008 528">[略]</td> <td data-bbox="1008 483 1447 528">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="865 528 1008 663">東北経済産業局</td> <td data-bbox="1008 528 1447 663">(1) 工業用水道の<u>応急復旧対策</u>に関すること (2) (3) [略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="865 663 1008 1075">関東東北産業保安監督部 〔東北支部〕</td> <td data-bbox="1008 663 1447 1075">(1) 電気、都市ガス、高圧ガス、火薬類等の保安対策<u>及び</u>応急復旧対策に関すること。 (2) <u>電気、都市ガス等の応急復旧対策</u>に関すること。 (3) 鉱山に関する災害の防止に関すること。 (4) 鉱山における災害応急対策に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="865 1075 1008 1120">[略]</td> <td data-bbox="1008 1075 1447 1120">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	業務の大綱	[略]	[略]	東北経済産業局	(1) 工業用水道の <u>応急復旧対策</u> に関すること (2) (3) [略]	関東東北産業保安監督部 〔東北支部〕	(1) 電気、都市ガス、高圧ガス、火薬類等の保安対策 <u>及び</u> 応急復旧対策に関すること。 (2) <u>電気、都市ガス等の応急復旧対策</u> に関すること。 (3) 鉱山に関する災害の防止に関すること。 (4) 鉱山における災害応急対策に関すること。	[略]	[略]
機関名	業務の大綱																					
[略]	[略]																					
東北経済産業局	(1) 工業用水道の応急・復旧対策に関すること (2) (3) [略]																					
関東東北産業保安監督部 〔東北支部〕	(1) 電気、都市ガス、高圧ガス、火薬類等の保安対策及び <u>応急復旧対策</u> に関すること。 (2) 鉱山に関する災害の防止に関すること。 (3) 鉱山における災害応急対策に関すること。																					
[略]	[略]																					
機関名	業務の大綱																					
[略]	[略]																					
東北経済産業局	(1) 工業用水道の <u>応急復旧対策</u> に関すること (2) (3) [略]																					
関東東北産業保安監督部 〔東北支部〕	(1) 電気、都市ガス、高圧ガス、火薬類等の保安対策 <u>及び</u> 応急復旧対策に関すること。 (2) <u>電気、都市ガス等の応急復旧対策</u> に関すること。 (3) 鉱山に関する災害の防止に関すること。 (4) 鉱山における災害応急対策に関すること。																					
[略]	[略]																					
3-1-4	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="256 1075 400 1704">仙台管区気象台 〔盛岡地方気象台〕</td> <td data-bbox="400 1075 839 1704">(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、<u>発表</u>に関すること。 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、<u>水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説</u>に関すること。 (3) (4) [略] (5) 防災気象情報の理解促進及<u>び</u>防災知識の普及啓発に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="256 1704 400 1749">[略]</td> <td data-bbox="400 1704 839 1749">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="256 1749 400 1973">東北地方環境事務所</td> <td data-bbox="400 1749 839 1973">(1)～(4) [略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="256 1973 400 2022">[略]</td> <td data-bbox="400 1973 839 2022">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>3、4 [略]</p>	仙台管区気象台 〔盛岡地方気象台〕	(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、 <u>発表</u> に関すること。 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、 <u>水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説</u> に関すること。 (3) (4) [略] (5) 防災気象情報の理解促進及 <u>び</u> 防災知識の普及啓発に関すること。	[略]	[略]	東北地方環境事務所	(1)～(4) [略]	[略]	[略]	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="865 1075 1008 1704">仙台管区気象台 〔盛岡地方気象台〕</td> <td data-bbox="1008 1075 1447 1704">(1) 気象、地象、<u>地動及び</u>水象の観測<u>並びに</u>その成果の収集<u>及び</u>発表に関すること。 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）<u>及び</u>水象の予報<u>及び</u>警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること。 (3) (4) [略] (5) 防災気象情報の理解促進、<u>防</u>災知識の普及啓発に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="865 1704 1008 1749">[略]</td> <td data-bbox="1008 1704 1447 1749">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="865 1749 1008 1973">東北地方環境事務所</td> <td data-bbox="1008 1749 1447 1973">(1)～(4) [略] (5) <u>愛玩動物の救護活動状況の把握、関係機関との連絡調整や支援要請等及び救護支援の実施</u>に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="865 1973 1008 2022">[略]</td> <td data-bbox="1008 1973 1447 2022">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>3、4 [略]</p>	仙台管区気象台 〔盛岡地方気象台〕	(1) 気象、地象、 <u>地動及び</u> 水象の観測 <u>並びに</u> その成果の収集 <u>及び</u> 発表に関すること。 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。） <u>及び</u> 水象の予報 <u>及び</u> 警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること。 (3) (4) [略] (5) 防災気象情報の理解促進、 <u>防</u> 災知識の普及啓発に関すること。	[略]	[略]	東北地方環境事務所	(1)～(4) [略] (5) <u>愛玩動物の救護活動状況の把握、関係機関との連絡調整や支援要請等及び救護支援の実施</u> に関すること。	[略]	[略]				
仙台管区気象台 〔盛岡地方気象台〕	(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、 <u>発表</u> に関すること。 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、 <u>水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説</u> に関すること。 (3) (4) [略] (5) 防災気象情報の理解促進及 <u>び</u> 防災知識の普及啓発に関すること。																					
[略]	[略]																					
東北地方環境事務所	(1)～(4) [略]																					
[略]	[略]																					
仙台管区気象台 〔盛岡地方気象台〕	(1) 気象、地象、 <u>地動及び</u> 水象の観測 <u>並びに</u> その成果の収集 <u>及び</u> 発表に関すること。 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。） <u>及び</u> 水象の予報 <u>及び</u> 警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること。 (3) (4) [略] (5) 防災気象情報の理解促進、 <u>防</u> 災知識の普及啓発に関すること。																					
[略]	[略]																					
東北地方環境事務所	(1)～(4) [略] (5) <u>愛玩動物の救護活動状況の把握、関係機関との連絡調整や支援要請等及び救護支援の実施</u> に関すること。																					
[略]	[略]																					

3-1-6	5 指定地方公共機関		5 指定地方公共機関	
	機関名	業務の大綱	機関名	業務の大綱
	[略]	[略]	[略]	[略]
3-1-7	(一社)岩手県獣医師会	(1) 災害時における愛玩動物の応急治療及び保護に関すること。	(一社)岩手県獣医師会	(1) 災害時における愛玩動物の応急治療及び保護・ <u>管理</u> に関すること。
修正理由	<input type="radio"/> 「人とペットの災害対策ガイドライン（環境省）」の改定に伴う修正 <input type="radio"/> 「災害時における動物の救護活動に関する協定書」内容の反映 <input type="radio"/> 所要の修正			

頁	現 計 画	修 正 案																		
3-1-9	<p>第7節 県土の概況</p> <p>1、2 [略]</p> <p>3 地勢、地質</p> <p>(1)～(3) [略]</p>	<p>第7節 県土の概況</p> <p>1、2 [略]</p> <p>3 地勢、地質</p> <p>(1)～(3) [略]</p>																		
3-1-10	<p>(4) 火山</p> <p>ア 県内の活火山</p> <p>○ [略]</p> <table border="1"> <tr> <td>火山名</td> <td>火山周 辺市町 村</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>栗駒山</td> <td>一関市、 奥州市</td> </tr> </table>	火山名	火山周 辺市町 村	[略]	[略]	栗駒山	一関市、 奥州市	<p>(4) 火山</p> <p>ア 県内の活火山</p> <p>○ [略]</p> <table border="1"> <tr> <td>火山名</td> <td>火山周辺市町村</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>栗駒山</td> <td>一関市</td> </tr> </table>	火山名	火山周辺市町村	[略]	[略]	栗駒山	一関市						
火山名	火山周 辺市町 村																			
[略]	[略]																			
栗駒山	一関市、 奥州市																			
火山名	火山周辺市町村																			
[略]	[略]																			
栗駒山	一関市																			
3-1-11	<p>イ [略]</p> <p>ウ 予測される火山災害</p> <p>○ 岩手山の火山活動に伴い予想される噴火規模・現象は次のとおりである。</p> <p>① [略]</p> <p>②火山噴火の現象</p> <table border="1"> <tr> <td>区 分</td> <td>[略]</td> <td>噴石</td> </tr> <tr> <td>西 岩 手</td> <td>[略]</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>東 岩 手</td> <td>[略]</td> <td>○</td> </tr> </table>	区 分	[略]	噴石	西 岩 手	[略]	○	東 岩 手	[略]	○	<p>イ [略]</p> <p>ウ 予測される火山災害</p> <p>○ 岩手山の火山活動に伴い予想される噴火規模・現象は次のとおりである。</p> <p>① [略]</p> <p>②火山噴火の現象</p> <table border="1"> <tr> <td>区 分</td> <td>[略]</td> <td>大きな 噴石</td> </tr> <tr> <td>西 岩 手</td> <td>[略]</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>東 岩 手</td> <td>[略]</td> <td>○</td> </tr> </table>	区 分	[略]	大きな 噴石	西 岩 手	[略]	○	東 岩 手	[略]	○
区 分	[略]	噴石																		
西 岩 手	[略]	○																		
東 岩 手	[略]	○																		
区 分	[略]	大きな 噴石																		
西 岩 手	[略]	○																		
東 岩 手	[略]	○																		
3-1-12	<p>○ [略]</p>	<p>○ [略]</p> <p>○ 栗駒山の火山活動に伴い予想される噴火規模・現象は次のとおりである。</p> <p><u>(資料編1-6-10 栗駒山火山ハザードマップ(平成30年作成)による)</u></p> <p>①噴火規模・態様</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>態様</th> <th>規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水蒸気噴火</td> <td>約4千年前の噴火の最大規模を参考に同程度(火山灰の噴出量230万m³)</td> </tr> <tr> <td>マグマ噴火 (マグマ水蒸気噴火を含む)</td> <td>過去約1万年間の噴火の最大規模を参考に同程度(マグマ噴出量500万m³)</td> </tr> </tbody> </table>	態様	規模	水蒸気噴火	約4千年前の噴火の最大規模を参考に同程度(火山灰の噴出量230万m ³)	マグマ噴火 (マグマ水蒸気噴火を含む)	過去約1万年間の噴火の最大規模を参考に同程度(マグマ噴出量500万m ³)												
態様	規模																			
水蒸気噴火	約4千年前の噴火の最大規模を参考に同程度(火山灰の噴出量230万m ³)																			
マグマ噴火 (マグマ水蒸気噴火を含む)	過去約1万年間の噴火の最大規模を参考に同程度(マグマ噴出量500万m ³)																			

②火山噴火の現象

態様	噴火火砕物 (火山灰)	噴石	溶岩流・溶岩ドーム	火砕流	火砕サージ	土石流	火山泥流	火口噴出型泥流	火山ガス	強酸性水の流下	巨大地すべり・山体崩壊
水蒸気噴火	○	○	＝	○	○	○	＝	○	○	○	○
マグマ噴火	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(注1)～(注4) [略]

(注1)～(注4) [略]

(注5) 火口噴出型泥流とは、火口から噴火とほぼ同時に泥水が噴き出し、流下する現象である。

(注6) 地すべりとは土塊又は岩塊が斜面上を下方へ徐々に移動する現象である。

(注7) 山体崩壊とは、火山体の一部が水蒸気爆発やマグマ貫入によって不安定となって、大規模に崩壊する現象である。

修正理由

○ 栗駒山火山避難計画策定に伴う修正

頁	現 計 画	修 正 案																																																																						
3-2-9	<p align="center">第5節 気象業務整備計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 気象業務の実施体制の整備</p> <p>1 [略]</p> <p>2 情報処理・通信システムの整備・充実</p> <p>○ [略]</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 火山観測施設</p> <p>[略]</p>	<p align="center">第5節 気象業務整備計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 気象業務の実施体制の整備</p> <p>1 [略]</p> <p>2 情報処理・通信システムの整備・充実</p> <p>○ [略]</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 火山観測施設</p> <p>[略]</p>																																																																						
3-2-10	<p>(気象庁以外の機関が設置している主な観測施設)</p> <table border="1" data-bbox="272 618 839 1619"> <thead> <tr> <th colspan="2">施設等名</th> <th>箇所数</th> <th>設置機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>GNSS 連続観測システム</td> <td>電子基準点34 地殻変動観測施設4 験潮場GPS観測局1</td> <td>39</td> <td>国土交通省国土地理院</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">岩手山遠望観測施設</td> <td>カメラ17</td> <td>14</td> <td>国土交通省東北地方整備局 岩手河川国道事務所</td> </tr> <tr> <td>カメラ1</td> <td>1</td> <td>岩手大学</td> </tr> <tr> <td>カメラ1</td> <td>1</td> <td>雫石町</td> </tr> <tr> <td>土石流監視システム</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	施設等名		箇所数	設置機関	[略]	[略]	[略]	[略]	GNSS 連続観測システム	電子基準点34 地殻変動観測施設4 験潮場GPS観測局1	39	国土交通省国土地理院	[略]	[略]	[略]	[略]	岩手山遠望観測施設	カメラ17	14	国土交通省東北地方整備局 岩手河川国道事務所	カメラ1	1	岩手大学	カメラ1	1	雫石町	土石流監視システム	[略]	[略]	[略]	<p>(気象庁以外の機関が設置している主な観測施設)</p> <table border="1" data-bbox="879 618 1445 1935"> <thead> <tr> <th colspan="2">施設等名</th> <th>箇所数</th> <th>設置機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>GNSS 連続観測システム</td> <td>電子基準点34 地殻変動観測施設4 験潮場GNSS観測局1</td> <td>39</td> <td>国土交通省国土地理院</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">岩手山遠望観測施設</td> <td>カメラ17</td> <td>14</td> <td>国土交通省東北地方整備局 岩手河川国道事務所</td> </tr> <tr> <td>カメラ1</td> <td>1</td> <td>岩手大学</td> </tr> <tr> <td>カメラ1</td> <td>1</td> <td>雫石町</td> </tr> <tr> <td>土石流監視システム</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">栗駒山火山観測点</td> <td>GNSS</td> <td>2</td> <td>国土交通省国土地理院</td> </tr> <tr> <td>GNSS</td> <td>2</td> <td>東北大学</td> </tr> <tr> <td>地震計</td> <td>2</td> <td>防災科学技術研究所</td> </tr> </tbody> </table>	施設等名		箇所数	設置機関	[略]	[略]	[略]	[略]	GNSS 連続観測システム	電子基準点34 地殻変動観測施設4 験潮場GNSS観測局1	39	国土交通省国土地理院	[略]	[略]	[略]	[略]	岩手山遠望観測施設	カメラ17	14	国土交通省東北地方整備局 岩手河川国道事務所	カメラ1	1	岩手大学	カメラ1	1	雫石町	土石流監視システム	[略]	[略]	[略]	栗駒山火山観測点	GNSS	2	国土交通省国土地理院	GNSS	2	東北大学	地震計	2	防災科学技術研究所
施設等名		箇所数	設置機関																																																																					
[略]	[略]	[略]	[略]																																																																					
GNSS 連続観測システム	電子基準点34 地殻変動観測施設4 験潮場GPS観測局1	39	国土交通省国土地理院																																																																					
[略]	[略]	[略]	[略]																																																																					
岩手山遠望観測施設	カメラ17	14	国土交通省東北地方整備局 岩手河川国道事務所																																																																					
	カメラ1	1	岩手大学																																																																					
	カメラ1	1	雫石町																																																																					
土石流監視システム	[略]	[略]	[略]																																																																					
施設等名		箇所数	設置機関																																																																					
[略]	[略]	[略]	[略]																																																																					
GNSS 連続観測システム	電子基準点34 地殻変動観測施設4 験潮場GNSS観測局1	39	国土交通省国土地理院																																																																					
[略]	[略]	[略]	[略]																																																																					
岩手山遠望観測施設	カメラ17	14	国土交通省東北地方整備局 岩手河川国道事務所																																																																					
	カメラ1	1	岩手大学																																																																					
	カメラ1	1	雫石町																																																																					
土石流監視システム	[略]	[略]	[略]																																																																					
栗駒山火山観測点	GNSS	2	国土交通省国土地理院																																																																					
	GNSS	2	東北大学																																																																					
	地震計	2	防災科学技術研究所																																																																					
3-2-11	<p>第3 情報収集、伝達体制の整備</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p>	<p>第3 情報収集、伝達体制の整備</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p>																																																																						

3-2-12

○ 仙台管区気象台（盛岡地方気象台）は、岩手山及び秋田駒ヶ岳についての火山活動の状況と防災対応の必要性を示すため、噴火警戒レベルの運用を行う。

①火山に関する予報・警報・情報の種類と内容
火山編別紙1のとおり

②噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警報・噴火予報

名称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	発表基準
噴火警報（居住地域）又は噴火警報	[略]	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫している状態と予想される場合
		レベル4 (避難準備)	[略]
噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	[略]	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合
		レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合

○ 仙台管区気象台（盛岡地方気象台）は、岩手山、秋田駒ヶ岳及び栗駒山についての火山活動の状況と防災対応の必要性を示すため、噴火警戒レベルの運用を行う。

①火山に関する予報・警報・情報の種類と内容
火山編別紙1のとおり

②噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警報・噴火予報

名称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	発表基準
噴火警報（居住地域）又は噴火警報	[略]	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が <u>発生、あるいは切迫</u> している状態と予想される場合
		レベル4 (避難準備)	[略]
噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	[略]	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす <u>(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)</u> 噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合
		レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす <u>(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)</u> 噴火が発生、あるいは発生すると

3-2-13							予想される 場合
	噴火予報	[略]	レベル1 (活火山 であるこ とに留意)	<u>予想される 火山現象の 状況が静穏 である場合、 その他火口 周辺等にお いても影響 を及ぼすお それがない 場合</u>	噴火予報	[略]	レベル1 (活火山 であるこ とに留意)

③噴火警戒レベルが運用されていない火山の噴火警報・噴火予報

名称	対象範囲	キーワード	発表基準
噴火警報(居住地域)又は噴火警報	[略]	居住地域 嚴重警戒	居住地域に 重大な被害 を及ぼす噴 火が発生す る可能性が 高まってき ていると予 想される場 合
噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報	[略]	入山危険	居住地域の 近くまで重 大な影響を 及ぼす噴火 が発生する と予想され る場合
		火口周辺 危険	火口周辺に 影響を及ぼ す噴火が発 生すると予

③噴火警戒レベルが運用されていない火山の噴火警報・噴火予報

名称	対象範囲	キーワード	発表基準
噴火警報(居住地域)又は噴火警報	[略]	居住地域 嚴重警戒	居住地域に 重大な被害 を及ぼす噴 火が発生、 <u>あ るいは発生 する可能性 が高まって きていると 予想される 場合</u>
噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報	[略]	入山危険	居住地域の 近くまで重 大な影響を 及ぼす(<u>この 範囲に入っ た場合には 生命に危険 が及ぶ</u>)噴火 が発生、 <u>あ るいは発生 すると予想 される場合</u>
		火口周辺 危険	火口周辺に 影響を及ぼ す(<u>この範囲 に入った場</u>

				想される場合				合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合
	噴火予報	[略]	活火山であることに留意	予想される火山現象の状況が静穏である場合、その他火口周辺等においても影響を及ぼすおそれがない場合	噴火予報	[略]	活火山であることに留意	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)場合
3-2-14	④岩手山の噴火警戒レベル(概要版) [略] 〔岩手山噴火警戒レベル(詳細版) 資料編2-4-3〕 〔岩手山噴火警戒レベルにおける居住地域等の範囲 資料編2-4-4〕				④岩手山の噴火警戒レベル(概要版) [略] 〔岩手山噴火警戒レベル(詳細版) 資料編2-4-3〕 〔岩手山噴火警戒レベルにおける居住地域等の範囲 資料編2-4-4〕 〔岩手山の噴火警戒レベル判定基準 資料編2-4-5〕			
3-2-15	⑤秋田駒ヶ岳の噴火警戒レベル(概要版) [略] 〔秋田駒ヶ岳噴火警戒レベルにおける火山活動の状況と影響範囲 資料編2-4-5〕 〔秋田駒ヶ岳噴火警戒レベル毎の防災対応 資料編2-4-6〕				⑤秋田駒ヶ岳の噴火警戒レベル(概要版) [略] 〔秋田駒ヶ岳噴火警戒レベルにおける火山活動の状況と影響範囲 資料編2-4-6〕 〔秋田駒ヶ岳噴火警戒レベル毎の防災対応 資料編2-4-7〕 〔秋田駒ヶ岳の噴火警戒レベル判定基準 資料編2-4-8〕			
					⑥栗駒山の噴火警戒レベル(概要版) 平成31年3月栗駒山火山防災協議会火山編別紙2のとおり 〔栗駒山噴火警戒レベルにおける避難・規制対象範囲 資料編2-4-9〕 〔栗駒山の噴火警戒レベル判定基準 資料編2-4-10〕			
修正理由	○ 栗駒山火山避難計画策定に伴う修正 ○ 所要の修正							

火山に関する予報・警報・情報の種類と内容（現計画）

種 類	内 容
噴火警報（居住地域）又は噴火警報	<p>噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象の発生やその拡大が予想される場合に、対象範囲を明示して発表。対象範囲に居住地域が含まれる場合は噴火警報（居住地域）又は噴火警報、含まれない場合は噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報として発表。</p> <p>・噴火警報（居住地域）又は噴火警報は、火山現象特別警報に位置づけられる。</p>
噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	
噴火予報	<p>噴火警報を解除する場合、又は火山活動が静穏（活火山であることに留意）な状態が続くことを知らせる場合にその旨を発表。</p>
降灰予報(定時)	<p>噴火警報発表中の火山で、予想される噴火により住民等に影響を及ぼす降灰のおそれがある場合において、噴火の発生に関わらず、一定規模の噴火を仮定して、18時間先（3時間ごと）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲について定期的に発表。</p>
降灰予報(速報)	<p>予想される降灰量分布（市町村単位）、小さな噴石の落下範囲等について、噴火後速やかに（5～10分程度）発表。</p>
降灰予報(詳細)	<p>予想される降灰範囲や降灰量（市町村単位）、降灰開始時間について、噴火後（20分から30分程度）に発表。</p>
火山現象に関する情報等	<p>噴火警報・予報及び降灰予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁及び仙台管区気象台が発表。</p> <p>臨時に発表する際は、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう、臨時的発表であることを明示して発表。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火山の状況に関する解説情報 <ul style="list-style-type: none"> 火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもので、定期的又は必要に応じて臨時に発表。 ・火山活動解説資料 <ul style="list-style-type: none"> 地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細にとりまとめたもので、毎月又は必要に応じて臨時に発表。 ・週間火山概況 <ul style="list-style-type: none"> 過去一週間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎週金曜日に発表 ・月間火山概況 <ul style="list-style-type: none"> 前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表。 ・噴火に関する火山観測報 <ul style="list-style-type: none"> 噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等の情報を直ちに発表。
噴火速報	<p>常時観測火山において、初めて噴火した場合、また、継続的に噴火している火山でそれまでの規模を上回る噴火を確認した場合に発表。視界不良により遠望カメラでの確認ができない場合でも、地震計や空振計のデータで推定できる場合は、「噴火したもよう」として発表。</p>

火山に関する予報・警報・情報の種類と内容（修正案）

種 類	内 容
噴火警報（居住地域）又は噴火警報	噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象の発生やその拡大が予想される場合に、 <u>警戒が必要な範囲を明示して発表。警戒が必要な範囲に居住地域が含まれる場合は噴火警報（居住地域）又は噴火警報、含まれない場合は噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報として発表。</u>
噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	・噴火警報（居住地域）又は噴火警報は、 <u>警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。</u>
噴火予報	<u>予想される火山現象の状況が静穏である場合、その他火口の周辺においても影響を及ぼすおそれがない場合で、火山の状態の変化等を周知する必要があると認める場合に発表。</u>
降灰予報（定時）	噴火警報発表中の火山で、噴火により <u>人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に定期的（3時間ごと）に発表。18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。</u>
降灰予報（速報）	<u>噴火が発生した火山に対して、事前計算した降灰予測結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表。噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。</u>
降灰予報（詳細）	<u>噴火が発生した火山に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後20～30分程度で発表。噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供。</u>
火山ガス予報	<u>居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表。</u>
火山現象に関する情報等	<p>噴火警報・予報及び降灰予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁及び仙台管区气象台が発表。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火山の状況に関する解説情報 <p>火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもので、定期的又は必要に応じて臨時に発表。臨時に発表する際は、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示して発表。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火山活動解説資料 <p>地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細にとりまとめたもので、毎月又は必要に応じて臨時に発表。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月間火山概況 <p>前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火に関する火山観測報 <p><u>主に航空関係機関向けの情報で、噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等の情報を直ちに発表。</u></p>
噴火速報	<p><u>噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表。視界不良により遠望カメラでの確認ができない場合でも、地震計や空振計のデータで推定できる場合は、「噴火したもよう」として発表。</u></p> <p><u>なお、以下のような場合には発表しない。</u></p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・普段から噴火している火山において、普段と同じ規模の噴火が発生した<u>場合</u> ・噴火の規模が小さく、噴火が発生した事実をすぐに確認できない場合
--	--

備考1 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に、降灰予報（速報）又は降灰予報（詳細）を発表

備考2 降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるために予測された降灰が「少量」のみであっても、必要に応じて、降灰予報（速報）又は降灰予報（詳細）を発表

備考3 降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表

火山編別紙 2

栗駒山噴火警戒レベル (概要版)

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報 (居住地域) 又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等。	融雪型火山泥流が居住地域まで到達、あるいは切迫している。 【過去事例】 有史以降事例なし
			4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される (可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備等が必要。 要配慮者の避難等が必要。	融雪型火山泥流が居住地域まで到達するような噴火の発生が予想される。 【過去事例】 有史以降事例なし
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす (この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ) 噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口から居住地域近くまでの範囲への立入規制等。 状況に応じて要配慮者の避難準備等が必要。特定地域の避難等が必要。 住民は通常的生活。	火口から概ね 4 km 以内に大きな噴石の飛散する噴火の発生またはその可能性。 火口から居住地域近くまで火砕流・火砕サージ・融雪型火山泥流が到達、またはその可能性。 【過去事例】 有史以降事例なし
		火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす (この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ) 噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口周辺への立入規制等。 住民は通常的生活。	火口から概ね 800m 以内に大きな噴石の飛散、火口周辺に火砕流・火砕サージが流下するような噴火の発生またはその可能性。 【過去事例】 1744年の噴火、1944年の噴火
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる (この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等。	状況により火口内に影響する程度の噴出の可能性。

※特定地域とは、居住地域よりも栗駒山の想定火口に近いところに位置する温泉等の施設が含まれる地域を指す。居住地域より早期に避難等の対応が必要になる場合がある。(須川温泉周辺地域、イワカガミ平)

※融雪型火山泥流は積雪期のみ想定される。

※レベル 3 以上の火砕流・火砕サージの影響範囲は、到達範囲の推移など火山活動の状況をみながら判断する。

頁	現 計 画	修 正 案
3-2-43	<p style="text-align: center;">第20節 事業継続対策計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 企業等は、災害時の企業等の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自ら防災体制の整備や防災訓練に努めるなど防災力向上を図る。</p>	<p style="text-align: center;">第20節 事業継続対策計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 企業等は、災害時の企業等の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、<u>自らの自然リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、自ら防災体制の整備や防災訓練、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保に努めるなど防災力向上を図る。</u></p>
修正理由	○ 防災基本計画の修正に伴う修正	

頁	現 計 画	修 正 案												
3-3-1	<p align="center">第1節 活動体制計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 県の活動体制 [略]</p> <p>1 災害特別警戒本部 ○ [略]</p> <p>(1) 設置基準</p> <table border="1" data-bbox="256 483 828 712"> <thead> <tr> <th>設置基準</th> <th>設置の対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岩手山又は秋田駒ヶ岳に噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報のうち噴火警戒レベル3が発表された場合</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	設置基準	設置の対象	岩手山又は秋田駒ヶ岳に噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報のうち噴火警戒レベル3が発表された場合	[略]	<p align="center">第1節 活動体制計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 県の活動体制 [略]</p> <p>1 災害特別警戒本部 ○ [略]</p> <p>(1) 設置基準</p> <table border="1" data-bbox="857 483 1450 712"> <thead> <tr> <th>設置基準</th> <th>設置の対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報のうち噴火警戒レベル3が発表された場合</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	設置基準	設置の対象	岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報のうち噴火警戒レベル3が発表された場合	[略]				
設置基準	設置の対象													
岩手山又は秋田駒ヶ岳に噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報のうち噴火警戒レベル3が発表された場合	[略]													
設置基準	設置の対象													
岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報のうち噴火警戒レベル3が発表された場合	[略]													
3-3-2	<p>八幡平又は栗駒山に噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報（キーワードが「入山危険」の場合に限る。）が発表された場合</p> <p>[略]</p> <p>(2) 組織</p> <p>○ 災害特別警戒本部の組織は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="256 1025 828 1120"> <tr> <td>支部職員 支部長が指名する職員</td> </tr> </table>	支部職員 支部長が指名する職員	<p>八幡平又は栗駒山に噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報（キーワードが「入山危険」の場合に限る。）が発表された場合</p> <p>[略]</p> <p>(2) 組織</p> <p>○ 災害特別警戒本部の組織は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="857 1025 1450 1120"> <tr> <td>支部職員、現地連絡員 支部長が指名する職員</td> </tr> </table>	支部職員、現地連絡員 支部長が指名する職員										
支部職員 支部長が指名する職員														
支部職員、現地連絡員 支部長が指名する職員														
3-3-3	<p>2 災害対策本部 ○ [略]</p> <p>○ [略]</p>	<p>2 災害対策本部 ○ [略]</p> <p>○ [略]</p>												
3-3-4	<p>(1) 設置基準</p> <table border="1" data-bbox="256 1344 828 2132"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>設置基準(広域支部及び地方支部は配備基準)</th> <th>配備職員の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 指定職員配備(1号)体制</td> <td> <p>ア 岩手山又は秋田駒ヶ岳に噴火警報(居住地域)又は噴火警報のうち噴火警戒レベル4が発表された場合</p> <p>イ 八幡平又は栗駒山に噴火警報(居住地域)又は噴火警報が発表され</p> </td> <td>別表第9に掲げる課等の長及び主査相当職以上の職員で各部長が指名したもの並びに本部支援室の職員</td> </tr> </tbody> </table>	区分	設置基準(広域支部及び地方支部は配備基準)	配備職員の範囲	(1) 指定職員配備(1号)体制	<p>ア 岩手山又は秋田駒ヶ岳に噴火警報(居住地域)又は噴火警報のうち噴火警戒レベル4が発表された場合</p> <p>イ 八幡平又は栗駒山に噴火警報(居住地域)又は噴火警報が発表され</p>	別表第9に掲げる課等の長及び主査相当職以上の職員で各部長が指名したもの並びに本部支援室の職員	<p>(1) 設置基準</p> <table border="1" data-bbox="857 1344 1450 2132"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>設置基準(広域支部及び地方支部は配備基準)</th> <th>配備職員の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 指定職員配備(1号)体制</td> <td> <p>ア 岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に噴火警報(居住地域)又は噴火警報のうち噴火警戒レベル4が発表された場合</p> <p>イ 八幡平又は栗駒山に噴火警報(居住地域)又は噴火警報が発表され</p> </td> <td>別表第8に掲げる課等の長及び主査相当職以上の職員で各部長が指名したもの並びに本部支援室の職員</td> </tr> </tbody> </table>	区分	設置基準(広域支部及び地方支部は配備基準)	配備職員の範囲	(1) 指定職員配備(1号)体制	<p>ア 岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に噴火警報(居住地域)又は噴火警報のうち噴火警戒レベル4が発表された場合</p> <p>イ 八幡平又は栗駒山に噴火警報(居住地域)又は噴火警報が発表され</p>	別表第8に掲げる課等の長及び主査相当職以上の職員で各部長が指名したもの並びに本部支援室の職員
区分	設置基準(広域支部及び地方支部は配備基準)	配備職員の範囲												
(1) 指定職員配備(1号)体制	<p>ア 岩手山又は秋田駒ヶ岳に噴火警報(居住地域)又は噴火警報のうち噴火警戒レベル4が発表された場合</p> <p>イ 八幡平又は栗駒山に噴火警報(居住地域)又は噴火警報が発表され</p>	別表第9に掲げる課等の長及び主査相当職以上の職員で各部長が指名したもの並びに本部支援室の職員												
区分	設置基準(広域支部及び地方支部は配備基準)	配備職員の範囲												
(1) 指定職員配備(1号)体制	<p>ア 岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に噴火警報(居住地域)又は噴火警報のうち噴火警戒レベル4が発表された場合</p> <p>イ 八幡平又は栗駒山に噴火警報(居住地域)又は噴火警報が発表され</p>	別表第8に掲げる課等の長及び主査相当職以上の職員で各部長が指名したもの並びに本部支援室の職員												

		た場合			た場合	
	広域支部及び地方支部	ア 所管区域内の火山(岩手山又は秋田駒ヶ岳に限る。)に噴火警報(居住地域)又は噴火警報のうち噴火警戒レベル4が発表された場合 イ 所管区域内の火山(八幡平又は栗駒山に限る。)に噴火警報(居住地域)又は噴火警報が発表された場合	配備基準のいずれかに該当する広域支部の広域支部長、副広域支部長、広域支部委員及び主査相当職以上の職員で広域支部長が指名したものの並びに地方支部の別表第9に掲げる部の長及び主査相当職以上の職員で各支部長が指名したものの		ア 所管区域内の火山(岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に限る。)に噴火警報(居住地域)又は噴火警報のうち噴火警戒レベル4が発表された場合 イ 所管区域内の火山(八幡平又は栗駒山に限る。)に噴火警報(居住地域)又は噴火警報が発表された場合	配備基準のいずれかに該当する広域支部の広域支部長、副広域支部長、広域支部委員及び主査相当職以上の職員で広域支部長が指名したものの並びに地方支部の別表第8に掲げる部の長及び主査相当職以上の職員で各支部長が指名したものの
	(2) 主査以上配備(2号) 体制	ア 岩手山又は秋田駒ヶ岳に噴火警報(居住地域)又は噴火警報のうち噴火警戒レベル5が発表された場合 イ [略]	[略]		ア 岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に噴火警報(居住地域)又は噴火警報のうち噴火警戒レベル5が発表された場合 イ [略]	[略]
	広域支部及び地方支部	ア 所管区域内の火山(岩手山又は秋田駒ヶ岳に限る。)に噴火警報(居住地域)又は噴火警報のうち噴火警戒レベル5が発表された場合 イ [略]	[略]		ア 所管区域内の火山(岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に限る。)に噴火警報(居住地域)又は噴火警報のうち噴火警戒レベル5が発表された場合 イ [略]	[略]
修正理由	<ul style="list-style-type: none"> ○ 岩手県災害警戒本部要領修正に伴う修正 ○ 栗駒山火山避難計画策定に伴う修正 ○ 所要の修正 					

頁	現 計 画	修 正 案																																
3-3-13	<p>第2節 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の伝達計画</p> <p>第1、第2 [略]</p>	<p>第2節 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の伝達計画</p> <p>第1、第2 [略]</p>																																
3-3-14	<p>第3 実施要領</p> <p>1 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の種類及び伝達</p> <p>[略]</p> <p>(気象業務法に基づくもの)</p> <p>火山に関する予報・警報・情報の種類と内容</p> <p>火山編別紙1のとおり</p>	<p>第3 実施要領</p> <p>1 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の種類及び伝達</p> <p>[略]</p> <p>(気象業務法に基づくもの)</p> <p>火山に関する予報・警報・情報の種類と内容</p> <p>火山編別紙1のとおり</p>																																
3-3-15	<p>ア 噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警報・噴火予報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>対象範囲</th> <th>噴火警戒レベル (キーワード)</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">噴火警報(居住地域)又は噴火警報</td> <td rowspan="2">[略]</td> <td>レベル5 (避難)</td> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫している状態と予想される場合</td> </tr> <tr> <td>レベル4 (避難準備)</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報</td> <td rowspan="2">[略]</td> <td>レベル3 (入山規制)</td> <td>居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合</td> </tr> <tr> <td>レベル2 (火口周辺規制)</td> <td>火口周辺に影響を及ぼす噴火が発</td> </tr> </tbody> </table>	名称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	発表基準	噴火警報(居住地域)又は噴火警報	[略]	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫している状態と予想される場合	レベル4 (避難準備)	[略]	噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報	[略]	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発	<p>ア 噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警報・噴火予報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>対象範囲</th> <th>噴火警戒レベル (キーワード)</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">噴火警報(居住地域)又は噴火警報</td> <td rowspan="2">[略]</td> <td>レベル5 (避難)</td> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が<u>発生、あるいは切迫</u>している状態と予想される場合</td> </tr> <tr> <td>レベル4 (避難準備)</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報</td> <td rowspan="2">[略]</td> <td>レベル3 (入山規制)</td> <td>居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(<u>この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ</u>)噴火が発生、<u>あるいは発生</u>すると予想される場合</td> </tr> <tr> <td>レベル2 (火口周辺規制)</td> <td>火口周辺に影響を及ぼす(<u>この範囲</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	発表基準	噴火警報(居住地域)又は噴火警報	[略]	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が <u>発生、あるいは切迫</u> している状態と予想される場合	レベル4 (避難準備)	[略]	噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報	[略]	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(<u>この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ</u>)噴火が発生、 <u>あるいは発生</u> すると予想される場合	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(<u>この範囲</u>
名称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	発表基準																															
噴火警報(居住地域)又は噴火警報	[略]	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫している状態と予想される場合																															
		レベル4 (避難準備)	[略]																															
噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報	[略]	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合																															
		レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発																															
名称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	発表基準																															
噴火警報(居住地域)又は噴火警報	[略]	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が <u>発生、あるいは切迫</u> している状態と予想される場合																															
		レベル4 (避難準備)	[略]																															
噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報	[略]	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(<u>この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ</u>)噴火が発生、 <u>あるいは発生</u> すると予想される場合																															
		レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(<u>この範囲</u>																															

				生すると予想される場合				に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合	
	噴火予報	[略]	レベル1 (活火山であることに留意)	予想される火山現象の状況が静穏である場合、その他火口周辺等においても影響を及ぼすおそれがない場合		噴火予報	[略]	レベル1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)場合
	イ 噴火警戒レベルが運用されていない火山の噴火警報・噴火予報					イ 噴火警戒レベルが運用されていない火山の噴火警報・噴火予報			
	名称	対象範囲	キーワード	発表基準		名称	対象範囲	キーワード	発表基準
	噴火警報(居住地)又は噴火警報	[略]	居住地 嚴重警戒	居住地に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきたと予想される場合		噴火警報(居住地)又は噴火警報	[略]	居住地 嚴重警戒	居住地に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生する可能性が高まってきたと予想される場合
	噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報	[略]	入山危険	居住地の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合		噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報	[略]	入山危険	居住地の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生す

3-3-16

			火口周辺 危険	火口周辺に 影響を及ぼ す噴火が発 生すると予 想される場 合			ると予想さ れる場合	
							火口周辺 危険	火口周辺に 影響を及ぼ す(この範囲 に入った場 合には生命 に危険が及 ぶ)噴火が発 生、あるいは 発生すると 予想される 場合
噴火予 報	[略]	活火山で あること に留意	予想される 火山現象の 状況が静穏 である場合、 その他火口 周辺等にお いても影響 を及ぼすお それがない 場合		噴火予 報	[略]	活火山で あること に留意	火山活動は 静穏。 火山活動の 状態によっ て、火口内 で火山灰の噴 出等が見ら れる(この範 囲に入った 場合には生 命に危険が 及ぶ) 場合

2 気象予報・警報等の種類及び伝達

(1) 気象予報・警報等の種類

[略]

(気象業務法に基づくもの)

ア 情報の種類

種類		内容
気象	気象情報	[略]
に 関 する 情 報	記録的 短時間 大雨情 報	県内で数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、県気象情報の一種として発表する。

2 気象予報・警報等の種類及び伝達

(1) 気象予報・警報等の種類

[略]

(気象業務法に基づくもの)

ア 情報の種類

種類		内容
気象	気象情報	[略]
に 関 する 情 報	記録的 短時間 大雨情 報	県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、県気象情報の一種として発表する。 <u>この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っ</u>

					ている状況であり、実際に災害発生 <u>の危険度が高まっている場所については、警報の「危険度分布」で確認することができる。</u>
	土砂災害警戒情報	大雨警報又は大雨特別警報が発表されている状況で、土砂災害が発生するおそれが高まったときに、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、 <u>県と盛岡地方気象台が共同で発表する。</u>		土砂災害警戒情報	大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害の危険度が更に高まったとき、市町村長の避難勧告や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、 <u>県と盛岡地方気象台が共同で発表する。</u>
	竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける気象情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったときに、 <u>1時間を有効期間として県単位で発表する。</u>		竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける気象情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、 <u>内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで発表する。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。</u>

3-3-18

イ 注意報の種類と発表基準

種類	発表基準
気象注意報	<p>雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想され、<u>次の条件に該当する場合</u></p> <p>○ <u>雪を伴い、平均風速が10m/s 以上と予想される場合</u></p>

イ 注意報の種類と発表基準

種類	発表基準
気象注意報	<p>雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想され、<u>区域内の市町村で一定の基準に到達することが予想される場合</u></p> <p>[気象警報発表基準等資料編3-2-2]</p>

	<p>強風注意報</p> <p>強風により災害が発生するおそれがあると予想され、<u>次の条件に該当する場合</u></p> <p>○ <u>平均風速が10m/s以上と予想される場合</u></p>		<p>強風注意報</p> <p>強風により災害が発生するおそれがあると予想され、<u>区域内の市町村で一定の基準に到達することが予想される場合</u></p> <p>[<u>気象警報発表基準等資料編3-2-2</u>]</p>				
3-3-19	<p>ウ 警報の種類と発表基準</p> <p>[略]</p>		<p>ウ 警報の種類と発表基準</p> <p>[略]</p>				
3-3-20	<p>備考1～備考5 [略]</p>		<p>備考1～備考5 [略]</p> <p>備考6 <u>5日先までの警報級の現象の可能性が</u> <u>[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（内陸、沿岸北部、沿岸南部）で発表される。</u></p> <p>備考7 <u>警報の危険度分布等の概要は次のとおりである。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>土砂災害警戒判定メッシュ情報</u></td> <td> <p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で5km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。</p> <p>2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新している。</p> <p>大雨警報（土砂災害）が発表され、土砂災害によって命が脅かされる危険性が認められる土砂災害危険箇所や土砂災害警戒区域（以下「土砂災害警戒区域等」）に「警戒」（赤色）が出現した場合は、当該領域に「避難準備・高齢者避難開始」、さらに、土砂災害警戒情報等が発表され、「土砂災害警戒区域等」に「非常に危険」（薄い紫色）が出現した場合は、当該領域に</p> </td> </tr> </tbody> </table>	種 類	概 要	<u>土砂災害警戒判定メッシュ情報</u>	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で5km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。</p> <p>2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新している。</p> <p>大雨警報（土砂災害）が発表され、土砂災害によって命が脅かされる危険性が認められる土砂災害危険箇所や土砂災害警戒区域（以下「土砂災害警戒区域等」）に「警戒」（赤色）が出現した場合は、当該領域に「避難準備・高齢者避難開始」、さらに、土砂災害警戒情報等が発表され、「土砂災害警戒区域等」に「非常に危険」（薄い紫色）が出現した場合は、当該領域に</p>
種 類	概 要						
<u>土砂災害警戒判定メッシュ情報</u>	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で5km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。</p> <p>2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新している。</p> <p>大雨警報（土砂災害）が発表され、土砂災害によって命が脅かされる危険性が認められる土砂災害危険箇所や土砂災害警戒区域（以下「土砂災害警戒区域等」）に「警戒」（赤色）が出現した場合は、当該領域に「避難準備・高齢者避難開始」、さらに、土砂災害警戒情報等が発表され、「土砂災害警戒区域等」に「非常に危険」（薄い紫色）が出現した場合は、当該領域に</p>						

		「避難勧告」を発令することが基本となる。
	大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
	洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 河川の水位が水防団待機水位を越えている場合は、該当領域に「警戒」（赤色）が出現した時点で「避難準備・高齢者避難開始」、氾濫注意水位を越えている場合は、該当領域に「非常に危険」（薄い紫色）が出現した時点で「避難勧告」を発令することが基本となる。
	流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨

<p>3-3-22</p>	<p>(2)、(3) [略]</p> <p>(4) 県の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ [略] ○ [略] ○ [略] ○ [略] ○ [略] ○ [略] ○ 県及び市町村は相互に連携を図りながら、受領した火山に関する予報・警報・情報等について、ホームページ、いわてモバイルメール、緊急速報メール等を活用し、住民等に周知する。 	<p>(2)、(3) [略]</p> <p>(4) 県の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ [略] ○ [略] ○ [略] ○ [略] ○ [略] ○ [略] ○ 県及び市町村は相互に連携を図りながら、受領した火山に関する予報・警報・情報等について、ホームページ、いわてモバイルメール、緊急速報メール等を活用し、住民等に周知する。 また、火口周辺の登山者等に対しては、ドローン等の新技術も活用し、速やかな情報伝達に 	<p>によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分毎に更新している。水位周知河川やその他の河川（洪水予報河川を除く）においては、水防団待機水位（又は氾濫注意水位）を越え、かつ、流域雨量指数の予測値が警報基準に達する場合は「避難準備・高齢者避難開始」、氾濫注意水位（又は避難判断水位）を越え、かつ、流域雨量指数の予測値が警報基準を大きく超過する場合は「避難勧告」を発令することが基本となる。</p>
---------------	---	---	--

		<p><u>努める。</u></p>
<p>修正理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 気象情報関連の修正 ○ 栗駒山火山避難計画策定に伴う修正 ○ 所要の修正 	

頁	現 計 画	修 正 案																																								
3-3-31	<p align="center">第7節 広報広聴計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="256 302 839 577"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>広報広聴活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>(株)岩手日報社 [略] (株)日刊工業新聞社 盛岡総局</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	広報広聴活動の内容	[略]	[略]	(株)岩手日報社 [略] (株)日刊工業新聞社 盛岡総局	[略]	<p align="center">第7節 広報広聴計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="865 302 1452 577"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>広報広聴活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>(株)岩手日報社 [略] (株)日刊工業新聞社 東北・北海道総局</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	広報広聴活動の内容	[略]	[略]	(株)岩手日報社 [略] (株)日刊工業新聞社 東北・北海道総局	[略]																												
実施機関	広報広聴活動の内容																																									
[略]	[略]																																									
(株)岩手日報社 [略] (株)日刊工業新聞社 盛岡総局	[略]																																									
実施機関	広報広聴活動の内容																																									
[略]	[略]																																									
(株)岩手日報社 [略] (株)日刊工業新聞社 東北・北海道総局	[略]																																									
3-3-33	<p>〔県本部の担当〕</p> <table border="1" data-bbox="256 667 839 943"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課</th> <th>地方支 部班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>出納局</td> <td><u>出納局</u></td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>医療部</td> <td><u>業務課</u></td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	課	地方支 部班	担当業務	[略]	[略]	[略]	[略]	出納局	<u>出納局</u>	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	医療部	<u>業務課</u>	[略]	[略]	<p>〔県本部の担当〕</p> <table border="1" data-bbox="865 667 1452 943"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課</th> <th>地方支 部班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>出納局</td> <td><u>総務課</u></td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>医療部</td> <td><u>経営管理課</u></td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	課	地方支 部班	担当業務	[略]	[略]	[略]	[略]	出納局	<u>総務課</u>	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	医療部	<u>経営管理課</u>	[略]	[略]
部	課	地方支 部班	担当業務																																							
[略]	[略]	[略]	[略]																																							
出納局	<u>出納局</u>	[略]	[略]																																							
[略]	[略]	[略]	[略]																																							
医療部	<u>業務課</u>	[略]	[略]																																							
部	課	地方支 部班	担当業務																																							
[略]	[略]	[略]	[略]																																							
出納局	<u>総務課</u>	[略]	[略]																																							
[略]	[略]	[略]	[略]																																							
医療部	<u>経営管理課</u>	[略]	[略]																																							
修正理由	<p>○ 県の組織変更に伴う修正</p> <p>○ 所要の修正</p>																																									

頁	現 計 画	修 正 案
3-3-50	<p style="text-align: center;">第17節 災害救助法の適用計画</p> <p>第1 基本方針 1、2 [略]</p>	<p style="text-align: center;">第17節 災害救助法の適用計画</p> <p>第1 基本方針 1、2 [略] 3 <u>県及び市町村は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調査を行っておくものとする。</u></p>
修正理由	○ 防災基本計画の修正に伴う修正	

頁	現 計 画	修 正 案
3-3-51	<p align="center">第18節 避難・救出計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者） 1～3 [略]</p>	<p align="center">第18節 避難・救出計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者） 1～3 [略]</p>
3-3-52	<p>4 避難所の設置、運営</p> <p>第3 実施要領 1 避難勧告等 (1) [略]</p>	<p>4 <u>指定避難所の設置、運営</u></p> <p>第3 実施要領 1 避難勧告等 (1) [略]</p>
3-3-53	<p>(2) 避難勧告等の周知</p> <p>ア 地域住民への周知</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>イ、ウ [略]</p>	<p>(2) 避難勧告等の周知</p> <p>ア 地域住民への周知</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ <u>指定避難所までの安全な避難経路が確保でき</u> <u>ない地区については、住民等に地区内の高台</u> <u>への避難又は自宅待機（垂直避難）を呼びかけ</u> <u>る。</u></p> <p>イ、ウ [略]</p>
3-3-54	<p>(3) [略]</p> <p>(4) 避難の誘導</p> <p>ア 登山者等の避難誘導</p> <p>○ 県及び市町村本部長は、登山者等の避難誘導に当たっては、迅速な避難のための下山ルートへ案内するなどの対応を観光団体等と連携して実施する。</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p>	<p>(3) [略]</p> <p>(4) 避難の誘導</p> <p>ア 登山者等の避難誘導</p> <p>○ 県及び市町村本部長は、<u>防災行政無線、緊急</u> <u>速報メール、ラジオ、防災ヘリコプターによる</u> <u>周知や、火口近くに位置する避難促進施設等への</u> <u>連絡などにより、登山者等に立入規制範囲内</u> <u>から規制範囲外への避難や近くの建物への緊</u> <u>急避難を伝達する。なお、外国人対応として、</u> <u>多言語での呼びかけを行うよう努める。また、</u> <u>登山者等の避難誘導に当たっては、迅速な避難</u> <u>のための下山ルートへ案内するなどの対応を</u> <u>観光団体等と連携して実施する。</u></p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ <u>火口近くに位置する避難促進施設の施設管</u> <u>理者等は施設利用者や施設周辺の登山者等へ、</u> <u>避難小屋や施設内への緊急退避を呼びかける。</u> <u>また、市町村や観光協会等と連携し、施設利用</u></p>

<p>3-3-56</p>	<p>イ 住民等の避難誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ [略] ○ [略] ○ [略] <p>2、3 [略]</p> <p>4 避難場所の開設</p> <p>5 避難所の設置、運営</p> <p>(1) 避難所の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村本部長は、あらかじめ定める避難計画に従い、避難所を設置した場合は、食料水、毛布、医薬品、仮設トイレ、テレビ、ビデオ、洗濯機、乾燥機等、避難生活に必要な物資等を調達する。 ○ [略] ○ 市町村本部長は、避難所の設置に当たっては、在宅の要配慮者に配慮した環境の確保に努める。 ○ 市町村本部長は、当該市町村が設置する避難所だけでは対応できない場合においては、次の方法により避難所を確保する。 <p>ア 隣接市町村長と協議し、当該市町村地域内にある建物又は土地を、委託し、又は借上げて避難所を設置する。</p> <p>イ 県本部長と協議し、県有の施設又は民間アパート等を避難所とする。</p> <p>ウ 県本部長は、イの場合に備え、あらかじめ、県有施設又は民間アパート等の中から、避難所を選定する。</p> <p>エ 隣接市町村長及び県本部長は、受入れ体制を整備するとともに、その運営に協力する。また、市町村本部長は、所属職員の内から管理者を定め、当該避難所の運営に当たる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村本部長は、避難所を開設した場合、次の事項を住民等に周知するとともに、県に報告する。 	<p><u>者や施設周辺の登山等の規制対象外への避難誘導を行う。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>緊急下山・避難時の経路は、火口から遠くなる方向を基本とする。また、火口が特定できる場合は、火山活動状況や風向き等も考慮し、最も安全な方向とする。火口が特定できない場合には、最寄りの登山道・道路を避難経路とする。</u> <p>イ 住民等の避難誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ [略] ○ [略] ○ [略] <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>市町村は、泥流の発生状況を確認後、避難所等への避難誘導を行う。</u> <p>2、3 [略]</p> <p>4 避難場所の開放</p> <p>5 指定避難所の設置、運営</p> <p>(1) 指定避難所の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村本部長は、あらかじめ定める避難計画に従い、<u>指定避難所</u>を設置した場合は、食料水、毛布、医薬品、仮設トイレ、テレビ、ビデオ、洗濯機、乾燥機等、避難生活に必要な物資等を調達する。 ○ [略] ○ 市町村本部長は、<u>指定避難所</u>の設置に当たっては、在宅の要配慮者に配慮した環境の確保に努める。 ○ 市町村本部長は、当該市町村が設置する<u>指定避難所</u>だけでは対応できない場合においては、次の方法により避難所を確保する。 <p>ア 隣接市町村長と協議し、当該市町村地域内にある建物又は土地を、委託し、又は借上げて<u>指定避難所</u>を設置する。</p> <p>イ 県本部長と協議し、県有の施設又は民間アパート等を<u>指定避難所</u>とする。</p> <p>ウ 県本部長は、イの場合に備え、あらかじめ、県有施設又は民間アパート等の中から、<u>指定避難所</u>を選定する。</p> <p>エ 隣接市町村長及び県本部長は、受入れ体制を整備するとともに、その運営に協力する。また、市町村本部長は、所属職員の内から管理者を定め、当該<u>指定避難所</u>の運営に当たる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村本部長は、<u>指定避難所</u>を開設した場合、次の事項を住民等に周知するとともに、県に報告する。
---------------	--	---

<p>3-3-57</p>	<p>ア [略] イ 開設箇所数及び各避難所の避難者数 ウ [略] ○ 避難所での受入れの対象となる者は、次に掲げる者とする。 [略] ○ 市町村本部長は、避難所の電気、水道等のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、<u>当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討し、必要な措置を講じる。</u> (2) 避難所の運営 ○ 市町村本部長は、あらかじめ定める避難計画及びその作成した避難所の設置及び運営に係るマニュアルに従い、避難所の円滑な運営に努める。この場合において、市町村本部長は、避難所の生活環境が常に良好なものとなるよう、保健師、管理栄養士等による巡回や岩手県災害派遣福祉チームの活用を通じて、その状況把握に努め、必要な対策を講じる。 ○ 市町村本部長は、避難所の管理者等と連携を図り、安否情報、食料、生活必需品等の配給及び被災者生活支援等に関する情報を提供するものとし、避難者が適切に情報を得られるよう、活用する媒体に配慮する。 ○ [略] ○ [略] ア～カ [略] キ 避難所への警察官の配置による安全の確保</p>	<p>ア [略] イ 開設箇所数及び各<u>指定</u>避難所の避難者数 ウ [略] ○ <u>指定</u>避難所での受入れの対象となる者は、次に掲げる者とする。 [略] ○ 市町村本部長は、<u>指定</u>避難所の電気、水道等のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、<u>あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても、原則として開設しないものとする。</u> (2) 指定避難所の運営 ○ 市町村本部長は、あらかじめ定める避難計画及びその作成した<u>指定</u>避難所の設置及び運営に係るマニュアルに従い、<u>指定</u>避難所の円滑な運営に努める。この場合において、市町村本部長は、<u>指定</u>避難所の生活環境が常に良好なものとなるよう、保健師、管理栄養士等による巡回や岩手県災害派遣福祉チームの活用を通じて、その状況把握に努め、必要な対策を講じる。 ○ 市町村本部長は、<u>指定</u>避難所の管理者等と連携を図り、安否情報、食料、生活必需品等の配給及び被災者生活支援等に関する情報を提供するものとし、避難者が適切に情報を得られるよう、活用する媒体に配慮する。 ○ [略] ○ [略] ア～カ [略] キ <u>指定</u>避難所への警察官の配置による安全の確保</p>
<p>修正理由</p>	<p>○ 防災基本計画の修正に伴う修正 ○ 栗駒山火山避難計画策定に伴う修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
3-3-59	<p style="text-align: center;">第19節 医療・保健計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 救急・救助の初動体制を確立し、県内の災害派遣医療チーム（以下、本節中「岩手DMAT」という。）、関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携の下に、迅速かつ適切な医療活動を行う。</p> <p>2～6 [略]</p>	<p style="text-align: center;">第19節 医療・保健計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 救急・救助の初動体制を確立し、県内の災害派遣医療チーム（以下、本節中「岩手DMAT」という。）、関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携の下に、迅速かつ適切な医療活動を行う。</p> <p><u>県は、岩手DMAT等及びドクターヘリに関する派遣計画の作成等により、医療活動の総合調整を行う。</u></p> <p>2～6 [略]</p> <p><u>7 県は、被災都道府県の要請に基づき、被災市町村の保健医療調整本部及び保健所の総合調整等の円滑な実施を応援するため、災害時健康危機管理支援チームの応援要請を行う。</u></p> <p><u>8 県は、大規模災害時に保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整を遅滞なく行うための本部の整備に努める。</u></p> <p><u>9 災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整の実施体制の整備に努める。</u></p>
修正理由	○ 防災基本計画の修正に伴う修正	

頁	現 計 画	修 正 案
3-3-64	<p>第23節 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画</p> <p>第1、第2 [略]</p> <p>第3 実施要領 1～6 [略]</p>	<p>第23節 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画</p> <p>第1、第2 [略]</p> <p>第3 実施要領 1～6 [略]</p> <p><u>7 空き家の活用</u></p> <p>○ <u>市町村本部長は、管内の空き家情報とその活用について検討を行う。</u></p>
修正理由	○ 栗駒山火山避難計画策定に伴う修正	

頁	現 計 画	修 正 案																								
3-3-70	<p>第26節 行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>[略]</p> <p>[県本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="272 483 842 622"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課</th> <th>地方支部班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>医療部</td> <td>業務課</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	課	地方支部班	担当業務	[略]	[略]	[略]	[略]	医療部	業務課	[略]	[略]	<p>第26節 行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>[略]</p> <p>[県本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="874 483 1444 622"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課</th> <th>地方支部班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>医療部</td> <td>医事企画課</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	課	地方支部班	担当業務	[略]	[略]	[略]	[略]	医療部	医事企画課	[略]	[略]
部	課	地方支部班	担当業務																							
[略]	[略]	[略]	[略]																							
医療部	業務課	[略]	[略]																							
部	課	地方支部班	担当業務																							
[略]	[略]	[略]	[略]																							
医療部	医事企画課	[略]	[略]																							
修正理由	○ 所要の修正																									